

市第 5 号議案

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正  
地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 5 月 21 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人ワーカーズわくわくの項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表特定非営利活動法人ワーカーズわくわくの項の規定は、この規定に規定する特定非営利活動法人に対して同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

## 提 案 理 由

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を取り消すため、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正したいので提案する。

### 参 考

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例 第29条の4の3第2項の期間
特定非営利活動法人ワークーズ わくわく	瀬谷区南台一丁目17番地の 3	平成28年1月1日から 平成33年6月30日まで
(省 略)		